

# 「困ったなあ」

に答えます

佐々木知子の  
法律相談



佐々木知子  
ささき ともこ  
弁護士  
帝京大学法学部教授

遺産分割に不満があります。  
遺言書通り分割しなければ  
ならないのでしょうか。

亡母の相続問題で、相談に乗ってください。私は55歳。5歳上の、出来が良い姉は両親に可愛いがられ、幼少時より仲の良い姉妹ではありませんでした。父が10年前に亡くなった時は、相続税を安くする意味もあり、実家は母の単独相続として、預貯金は母が半分、残りを半分ずつ姉妹で分けました。数年後介護施設に入った母がこの度亡くなり、さあ今度は家を分けるので面倒だわと思っていたら、四十九日法要の際、姉が、実は公正証書遺言を見せてきたのです。遺言を母が書いていたとは全く知らず、見ると、実家は姉に、預金は私に相続させる

とありました。青天のへきれきです。私はマンションを持っているので家が欲しいわけではなく、預金額が不動産のせめて半分位あれば我慢できますが、預金は2000万円ほどです。対して実家は、家は古いので無価値ですが、土地は100坪以上あり、土地だけでも1億円は下りません。姉もマンションを持っているし、そんな古い家に住むとも思えないのですが、母としては

父との思い出のこもった家なので、かわいい長女にぜひ住んでほしいと願っているのだと思います。これまでもそうでしたが、お金の問題というより、姉へのえこひいきに対して腹が立っています。姉に言っても仕方ないのではありません。このまま遺言書通りに分割しなければいけないのでしょうか。遺留分がどうのと聞いたことがあります。

遺留分が侵害されているのであれば、  
話し合うのもよいでしょう。

お姉さまは家を単独相続してどうされるのでしょうか。住むのは広い一軒家よりマンションの方がはるかに楽だし、住まないのであれば固定資産税はじめ維持費がかかるので、売却されるのでしょうか。家の売却も結構大変で、家は壊して更地にし、そんな広い土地は今時なかなか売れないので、二〜三つに分筆して…と、信頼できる不動産会社に任せるとしても、費用かつ譲渡税がかなりかかると思っています。

預金を相続する方がうんと楽で、もう少し額があればきつと納得されたのでしょうか。遺留分と言われるのは、遺留分減殺請求と言っていたのが、近年民法が改正されて、遺留分侵害額請求になりました。遺留分が侵害された分、現物（不動産）を共有にし分割するのではなく、侵害額を払ってもらうというものです。時効が1年と短いのは変わらず、四十九日からすでに1カ月がたっているのあと11カ月内に、内容証明を出します。遺留分の額は、本来の相続

## 公正証書遺言

分半分の半分、つまり4分の1です。遺産額が1億2000万円とすると、3000万円。つまり1000万円をお姉さまに払ってほしいと要求できるというわけです。ただ、その土地代1億円というのは本来にその辺りの実際の売値（実勢価格）でしょうか。土地の価格は他に公示価格、相続税評価額（いわゆる路線価）、固定資産税評価額とあり、その順に安くなります。路線価はネットで簡単に調べられ、大体実勢価格の2〜3割減といわれています。路線価を基準にすると、2000万円は遺留分を侵害されていないことになりません。

路線価と実勢価格を調べた上、やはりこれだけはもらえる、もらいたいということであれば、調停を起こして話し合いをされるのもよいことです。話し合いがつかなければ訴訟を起こすこととなります。弁護士費用もかかるし時間もエネルギーも取られるので、どうされるかですね。えこひいきが許せないとお気持ちも分かりますが、お母さまはもう亡くなられたし、お母さま自身の気持ちで作られた遺言書ではあるのでしよう。それを酌んで、こはもめずにあつさり預金全額をもらっておくというのも、ありかなと思います。